

岩手県ホームページ広告掲載基準

(平成 18 年 7 月 21 日制定)
(平成 18 年 10 月 24 日一部改正)
(平成 21 年 8 月 20 日一部改正)
(平成 25 年 12 月 9 日一部改正)
(令和 4 年 2 月 25 日一部改正)

(趣旨)

第 1 条 この基準は、岩手県が管理するホームページのトップページへの広告掲載を適正に行うため、岩手県ホームページ広告掲載要領（以下「要領」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び数量等)

第 2 条 要領第 4 条の規定による広告の規格及び数量等は、原則として次のとおりとする。
大きさ 縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル
形式 G I F（アニメーション不可）、又は J P E G
データ容量 8 K B 以下
広告枠の位置 岩手県ホームページ（URL <https://www.pref.iwate.jp/>）トップページ下部
広告枠の数 12 枠

(広告の禁止表現)

第 3 条 要領第 7 条第 1 項第 1 号の規定による広告の禁止表現は、原則として次に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しないものとする。
(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの。
例) 「閉じる」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの。
(3) 実際には機能しないもの
例) 入力できるかのように見えるテキストボックス、下に選択肢があるかのように見えるプルダウンメニュー等
(4) 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれがあるもの
例) 「職員採用情報」「災害情報」等の表現、岩手県章の使用等
(5) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

(広告の制限事項)

第 4 条 要領第 7 条第 1 項第 2 号の規定による広告の制限事項は、広告の表現、配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると県が認める場合とし、制限に反する場合は、その広告の掲載を認めないものとする。

(広告掲載料)

第 5 条 要領第 9 条第 1 項の規定による広告掲載料の基準となる額は、1 枠あたり月額 36,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
ただし、要領第 5 条第 4 項の規定により月の途中から掲載する場合は、1 枠あたり月額 12 か月分を当該年度の日数で除した額を日額とすることができる。

(広告の掲載位置)

第 6 条 要領第 11 条の規定により選定された広告の掲載位置については、要領第 8 条で定

める「岩手県ホームページ広告掲載申込書（別記様式第1号）」の提出の際にくじで決定する。なお、くじを引かない者及び郵送により提出した者があるときは、これに代えて当該事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

附則

この基準は、平成18年7月21日から施行する。

附則

この基準は、平成18年10月24日から施行する。

附則

この基準は、平成21年8月20日から施行する。

附則

この基準は、平成25年12月9日から施行する。

附則

この基準は、令和4年2月25日から施行する。